

戸田市における住所整理事業について

令和元年7月31日

戸田市 都市整備部 都市計画課

目 次

1. 住所整理について

- (1) 住所整理の目的
- (2) 住所整理の効果
- (3) 住所整理の方法
- (4) 戸田市における住所整理実施状況

2. 戸田市住居表示整備審議会について

- (1) 審議会の目的
- (2) 組織

3. 美女木向田地区における住所整理

- (1) 美女木向田地区の現状
- (2) 住所整理の検討
- (3) 今後の予定

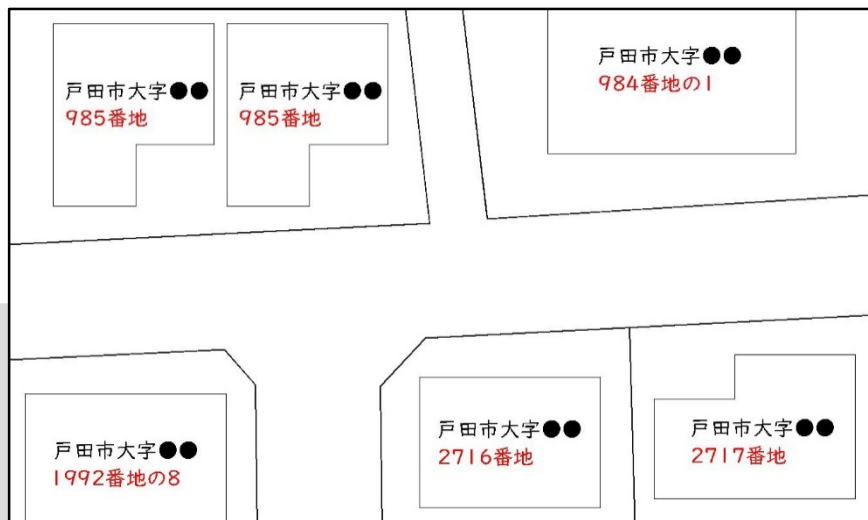
1. 住所整理について

(わかりづらい住所の例)

(1) 住所整理の目的

住所整理をしていない場合、

- ・ 隣の家と番号が連続していない。
- ・ 同じ番号にいくつかの家がある。
- ・ 続く地番が道路の反対側にある。
- ・ ○○○○番地の○○など、桁数が多くわかりにくい。



といった問題があり、行政上はもちろん、市民の日常生活でも不便が生じます。



このような状況を解消するため、「住所整理」（わかりやすい住所や所在地とするための整理）を実施します。

1. 住所整理について



(2) 住所整理の効果

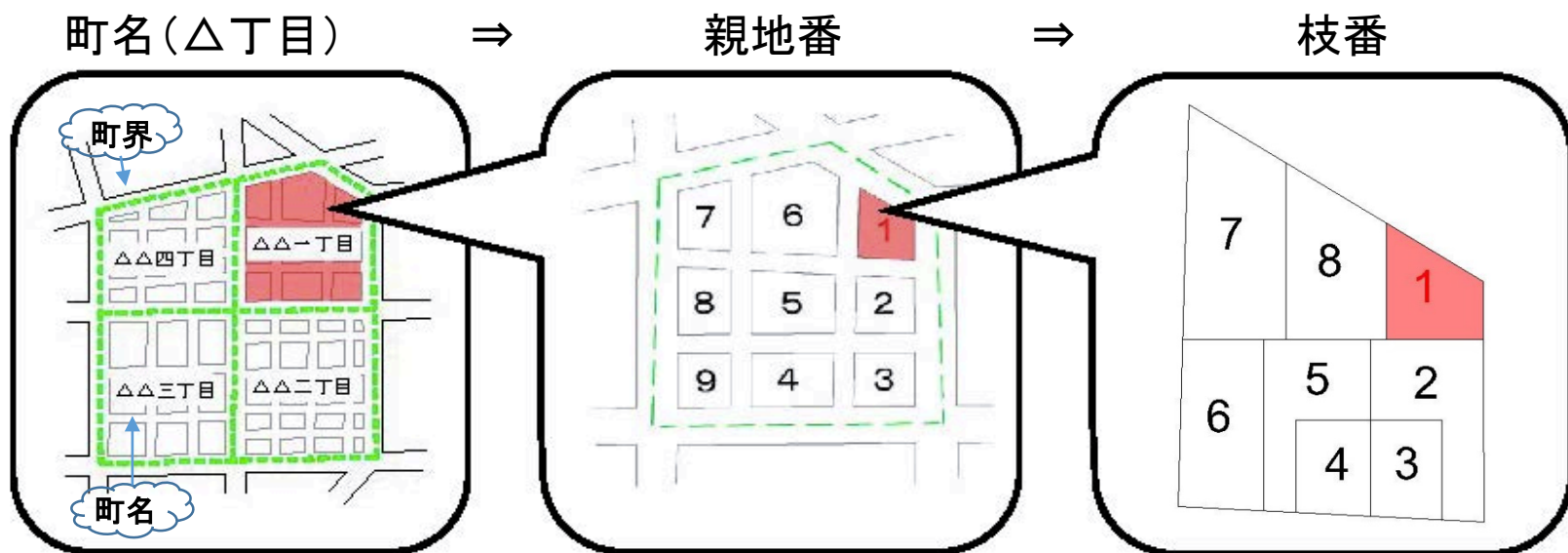
- ◆ 訪問者が目的の建物、人などを探しやすくなる。
- ◇ 人に場所を聞かれた際、案内しやすくなる。
- ◆ インターネットやカーナビゲーションシステムで位置を特定しやすくなる。
- ◇ 荷物、郵便物などの集配業務が正確に行われる。
- ◆ 緊急時に通報する際、場所や建物の特定がしやすくなる。
- ◇ 連絡を受けた救急車、消防車などの緊急車両が到着するまでの時間が短縮される。



1. 住所整理について

(3) 住所整理の方法

① 町界町名地番整理 (地番を利用した住所整理)



親地番を設定し、中にある土地(筆)に順序良く枝番を設定し、その番号を地番とします。また、その地番を住所として使用します。

住所の
表示

戸田市 △△一丁目 1番地 の 1
町名 親地番 枝番

1. 住所整理について

① 町界町名地番整理（地番を利用した住所整理）

- メリット
- ・住所と地番が同一で覚えやすい。
 - ・土地（筆）ごとに固有の住所を持ち、誤配が少ない。

- デメリット
- ・将来敷地の分筆や合筆があると枝番や欠番が生まれる。

町界町名地番整理による住所・所在地の表示例

	住所整理前	住所整理後
住所	戸田市△△△〇〇〇〇番地	戸田市△△△〇丁目〇番地の〇
本籍	戸田市△△△〇〇〇〇番	戸田市△△△〇丁目〇番
土地の地番	戸田市△△△〇〇〇〇番	戸田市△△△〇丁目〇番〇

1. 住所整理について

② 住居表示 (住居表示法による住所整理)

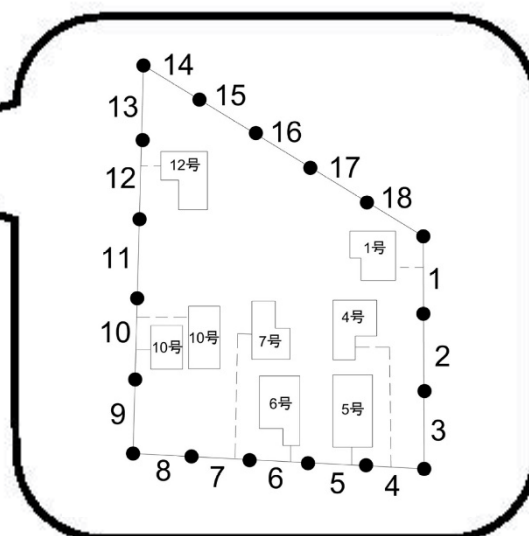
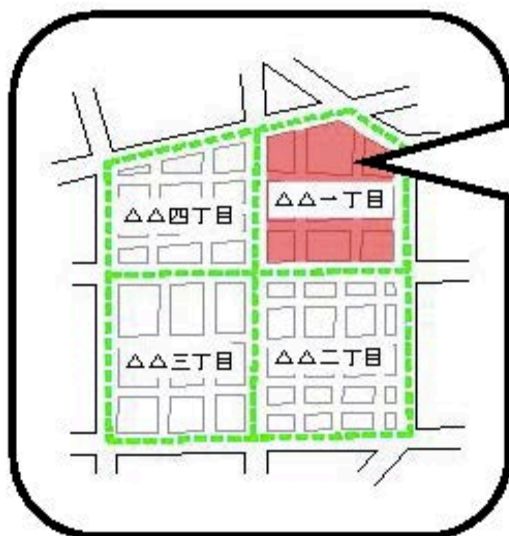
町名 (△丁目)

⇒

街区符号

⇒

住居番号



街区のまわりに一定間隔で番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

住所の
表示

戸田市 △△一丁目 1番 1号

町名

街区符号

住居番号

1. 住所整理について

② 住居表示 (住居表示法による住所整理)

メリット ・ 将来敷地の分筆や合筆があっても規則性が保たれる。

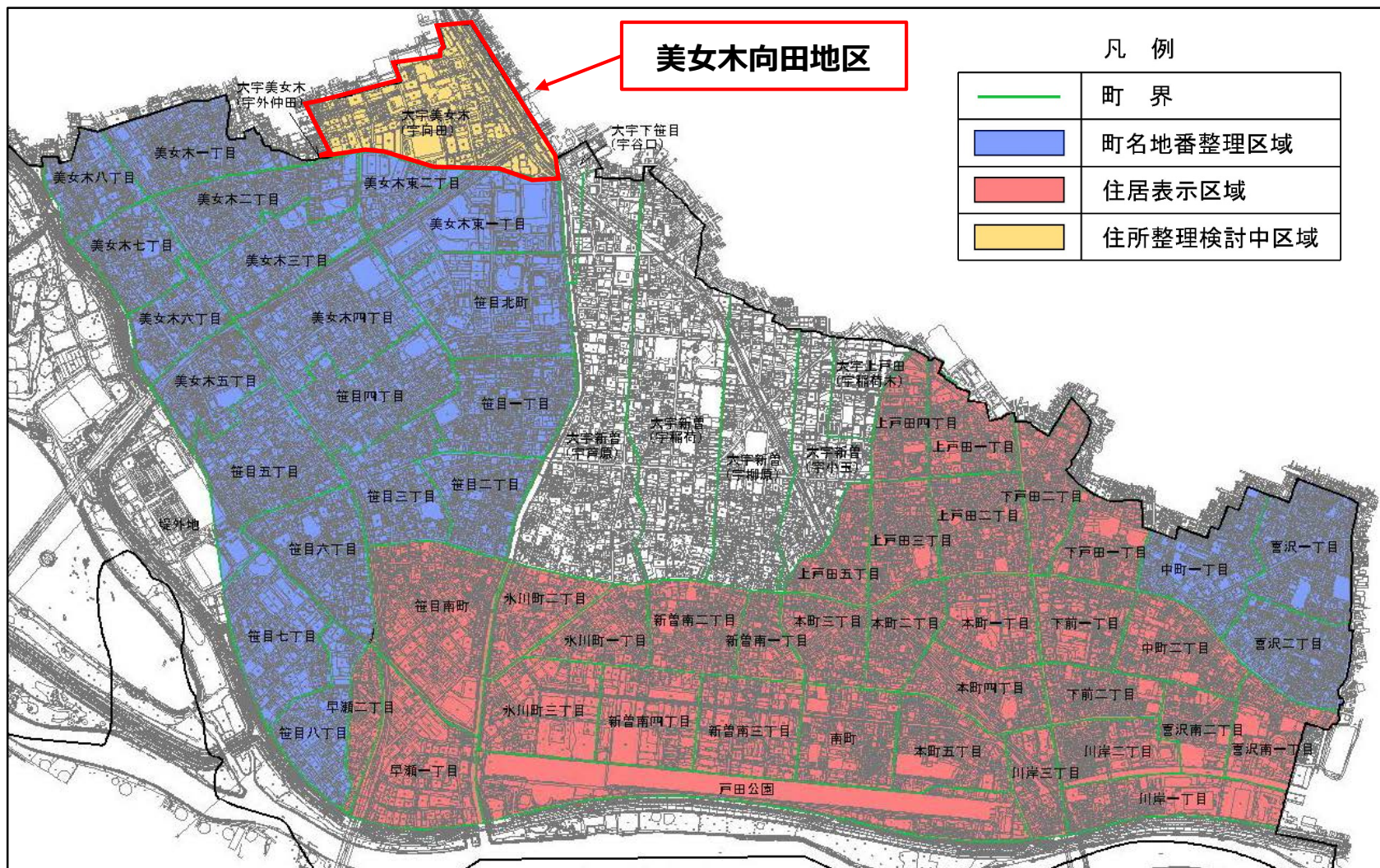
デメリット ・ 住所と地番が異なり、覚えにくい。
・ 隣家と同じ住所になる可能性があり、誤配のおそれあり。

住居表示による住所・所在地の表示例

	住所整理前	住所整理後
住所	戸田市△△△●●●●●番地の●	戸田市△△△○丁目○番○号
本籍	戸田市△△△●●●●●番	戸田市△△△○丁目●●●●●番
本籍(転籍)	戸田市△△△●●●●●番	戸田市△△△○丁目○番
土地の地番	戸田市△△△●●●●●番●	戸田市△△△○丁目●●●●●番●

1. 住所整理について

(4) 戸田市における住所整理実施状況



1. 住所整理について

戸田市内住所整理箇所一覧

地区名	町名	住所	住所表示	住所整理
上戸田地区	本町一丁目	本町一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	本町二丁目	本町二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	本町三丁目	本町三丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	本町四丁目	本町四丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	本町五丁目	本町五丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	南町	南町〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	戸田公園	戸田公園〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	上戸田一丁目	上戸田一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
	上戸田二丁目	上戸田二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
	上戸田三丁目	上戸田三丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
	上戸田四丁目	上戸田四丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
	上戸田五丁目	上戸田五丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
	大字上戸田	大字上戸田〇〇番地の〇	地番表示	未実施
	下戸田地区	下戸田一丁目	下戸田一丁目〇〇番〇号	住居表示
下戸田二丁目		下戸田二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S45. 6. 1施行)
喜沢一丁目		喜沢一丁目〇〇番地の〇	地番表示	後土地区画整理事業 (S38. 7. 23換地処分)
喜沢二丁目		喜沢二丁目〇〇番地の〇	地番表示	後土地区画整理事業 (S38. 7. 23換地処分)
中町一丁目		中町一丁目〇〇番地の〇	地番表示	後土地区画整理事業 (S38. 7. 23換地処分)
中町二丁目		中町二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
下前一丁目		下前一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
下前二丁目		下前二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
川岸一丁目		川岸一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
川岸二丁目		川岸二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
川岸三丁目		川岸三丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
喜沢南一丁目		喜沢南一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
喜沢南二丁目		喜沢南二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S42. 4. 1施行)
新管地区		新管南一丁目	新管南一丁目〇〇番〇号	住居表示
	新管南二丁目	新管南二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	新管南三丁目	新管南三丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	新管南四丁目	新管南四丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	氷川町一丁目	氷川町一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	氷川町二丁目	氷川町二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	氷川町三丁目	氷川町三丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S43. 11. 1施行)
	大字新管	大字新管〇〇番地の〇	地番表示	未実施

地区名	町名	住所	住所表示	住所整理
笹目地区	笹目北町	笹目北町〇〇番地の〇	地番表示	北部第一土地区画整理事業 (S62. 4. 21換地処分)
	笹目南町	笹目南町〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S51. 4. 1施行)
	早瀬一丁目	早瀬一丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S51. 4. 1施行)
	早瀬二丁目	早瀬二丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S51. 4. 1施行)
	笹目一丁目	笹目一丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目二丁目	笹目二丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目三丁目	笹目三丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目四丁目	笹目四丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目五丁目	笹目五丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目六丁目	笹目六丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目六丁目	笹目六丁目〇〇番〇号	住居表示	住居表示事業 (S51. 4. 1施行)
	笹目七丁目	笹目七丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	笹目八丁目	笹目八丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	大字下笹目	大字下笹目〇〇番地の〇	地番表示	未実施
美女木地区	美女木一丁目	美女木一丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木二丁目	美女木二丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木三丁目	美女木三丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木四丁目	美女木四丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木五丁目	美女木五丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木六丁目	美女木六丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木七丁目	美女木七丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木八丁目	美女木八丁目〇〇番地の〇	地番表示	西部土地区画整理事業 (S58. 11. 29換地処分)
	美女木東一丁目	美女木東一丁目〇〇番地の〇	地番表示	北部第一土地区画整理事業 (S62. 4. 21換地処分)
	美女木東二丁目	美女木東二丁目〇〇番地の〇	地番表示	北部第一土地区画整理事業 (S62. 4. 21換地処分)
大字美女木	大字美女木〇〇番地の〇	地番表示	未実施	

2. 戸田市住居表示整備審議会について

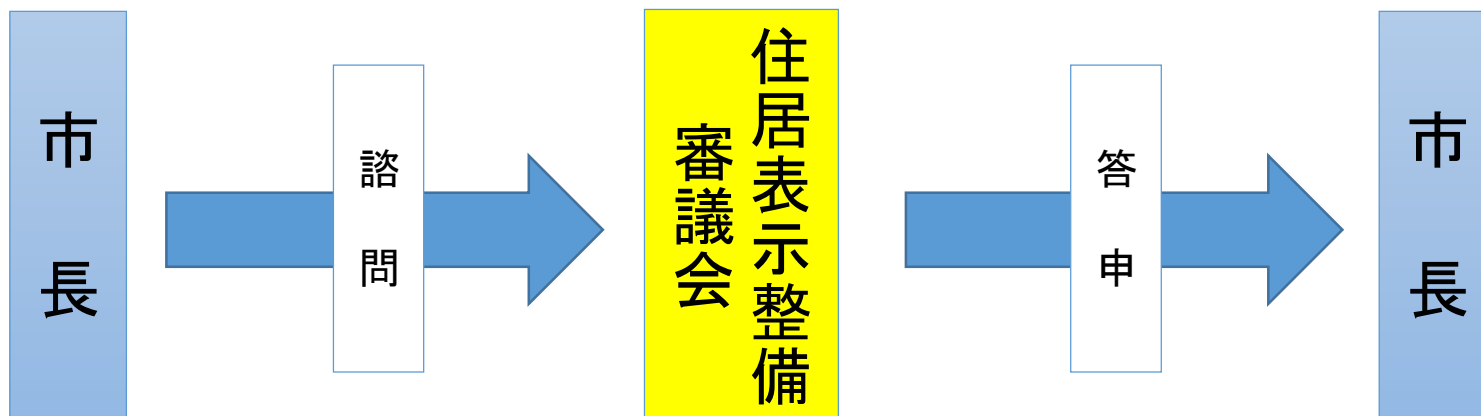
(1) 審議会の目的

昭和41年「戸田市住居表示整備審議会条例」

住居表示整備に関する取組を円滑に、かつ、合理的に実施するため、「戸田市住居表示整備審議会」を設置します。

◆ 審議事項

- ・ 住居表示整備の方法に関すること
- ・ 町又は字の区域及び名称に関すること
- ・ 街区の設定に関すること
- ・ その他、住居表示整備に係る重要事項に関すること



2. 戸田市住居表示整備審議会について

(2) 組織

◆委員構成

- ・ 学識経験者
 - ・ 関係行政機関職員
 - ・ 関係団体の職員
 - ・ 町会連合会の代表
- +
- ・ 臨時委員（地域の関係者）・・・該当地域の町会長など
- | | |
|------|--------|
| 2人以内 | } 8人以内 |
| 4人以内 | |
| 2人以内 | |

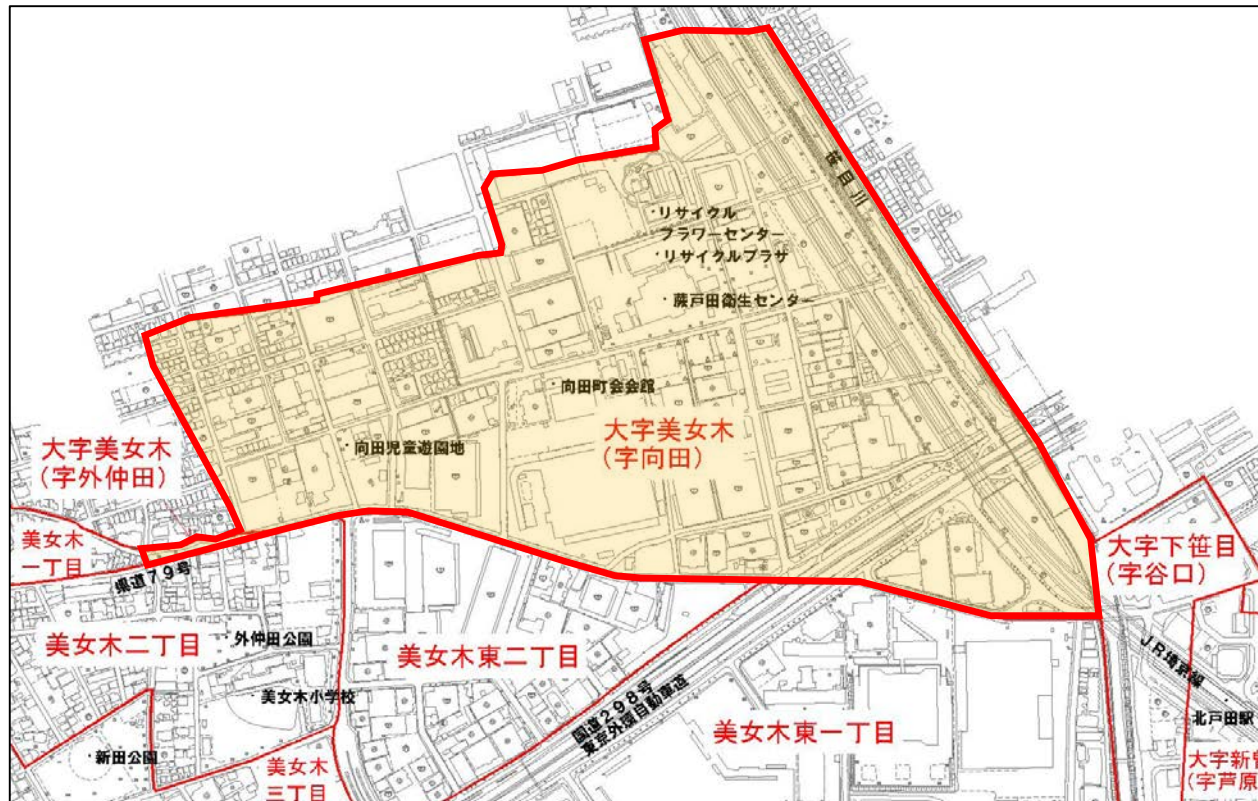
◆任期：2年



3. 美女木向田地区における住所整理

(1) 美女木向田地区の現状

土地区画整理事業を実施していない「美女木向田地区」においては、住所整理が実施されておらず、地番の混在（枝番、欠番、飛び番の混乱）等によって、市民の日常生活に不便が生じています。



向田町会から、「新しいまちの名前の実現に向けて市とともに検討を進めていきたい」と、住所整理についての要望あり。（平成31年4月17日）

3. 美女木向田地区における住所整理

(2) 住所整理の検討

①住所整理の方法

他の美女木地域と同様に、町界町名地番整理による住所整理を実施予定

②町界の検討

大字美女木をいくつか分割

<ポイント>

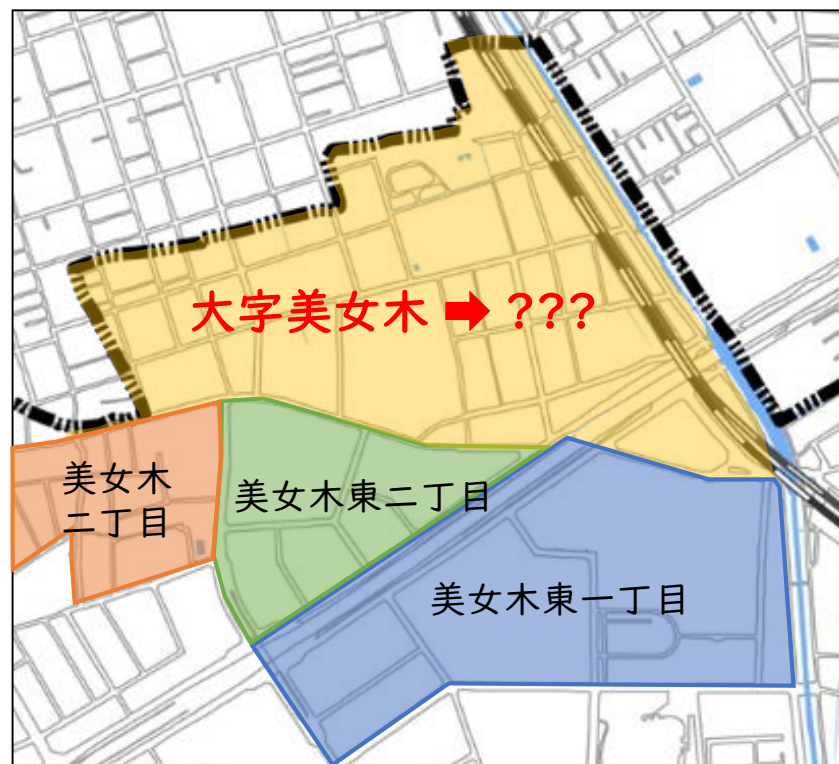
- ・境界は道路、河川、水路など
- ・境界が複雑にならないよう、簡明な境界線で区画
- ・人口、家屋の密度、街区の数などを考慮

③町名の検討

大字美女木から新しい町名へ

<ポイント>

- ・従来町の名称を考慮
- ・市内の他の町名も確認（紛らわしくないかなど）
- ・読みやすく、簡明なもの



3. 美女木向田地区における住所整理

④ アンケート調査(案)



◆調査対象者：美女木向田地区の土地・建物所有者
及び住民

◆調査方法：市から調査対象者へ資料を郵送
返信用はがきに回答を記入して返送

◆実施時期：令和元年8月頃

◆調査内容

<問1> 町割(町界)について . . . 3案程度から選択

<問2> 新しい町名について . . . 3案程度から選択

3. 美女木向田地区における住所整理

(3) 今後の予定

令和元年度

6月

アンケート内容調整

7月

審議会

8月

アンケート調査実施

9月

アンケート結果とりまとめ

9月

審議会

9月

町界町名変更案決定

10月

告示(変更案の公示)

令和2年度

4月~

住所整理作業(委託)

10月

審議会

12月

議案議決

12月

告示(町の区画を新たに画することについて)

2月

地元説明会

令和3年度

7月

審議会委員任期満了

11月

新住所の施行(効力発生)

